

特定秘密保護法の早期の改廃を求める会長声明

- 1 特定秘密の保護に関する法律（以下、「本法」という。）が、平成25年12月6日、第185回臨時国会において成立した。
- 2 当会は、同法案に対して、平成25年11月20日付「特定秘密の保護に関する法律案に強く反対する会長声明」において、本法の危険性を指摘し、その制定に強く反対してきた。
- 3 本法は、①秘密の指定について行政機関の恣意的な文言解釈による濫用の危険が高いこと、②秘密情報にアクセスし、秘密指定の適正さを担保する内閣から独立した第三者機関が何ら設置されていないこと、③秘密取扱者を選別するための適性評価に際し、調査によって対象者のプライバシーが過度に侵害されるおそれがあること、④特定秘密の漏えい、取得行為等が重く処罰され、漏えいの共謀、教唆、煽動も処罰の対象となり、極めて広汎な処罰が不明確な規定により定められていること、⑤本法違反の処罰に関する刑事裁判の公判廷においても特定秘密は明らかにされず、裁判の公開原則に反するおそれが高いこと等、多くの問題点を有する。
- 4 本法は、政府が国政上の重要な情報を独占し、国民の情報への接近を害し、「知る権利」の実現を害するものである。また、本法の知る権利への配慮規定は何ら具体的内容を伴わず、本法の成立により報道機関等の取材に対する萎縮的效果が今後生じることが強く懸念される。
このように、本法は国民が最終的に国家の政治的意思を決定する民主政の危機を招き国民主権を形骸化するおそれを強く有するものである。
- 5 また、パブリックコメントをはじめ、各方面から強い反対意見や慎重審議を求める意見があったにもかかわらず、提案から成立まで40日余という短期間で可決成立させたことは法案審議のあり方としても問題がある。
- 6 したがって、当会は本法の早期の改廃を含めるとともに、上記の弊害を無くすための取り組みを継続することを表明するものである。

平成25（2013）年12月26日

茨城県弁護士会
会長 佐谷道浩